



# 国民年金からのお知らせ

★市民課国民年金係 ☎ 25- 1 1 1 4、支所市民福祉課市民税務係 ☎ 72- 1 3 3 3、熊谷年金事務所 ☎ 0 4 8- 5 2 2- 5 0 1 2

令和5年度の国民年金保険料額 **1万6,520円** (月額)

※保険料はまとめて前払いすると、割引が受けられます。便利なキャッシュレス決済での納付もご利用ください。

## こんなときは国民年金の手続きが必要です

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は、全員国民年金に加入します。国民年金は、職業等により加入の種別が次の3つに分かれます。

- ・第1号被保険者…自営業者等
- ・第2号被保険者…会社員や公務員
- ・第3号被保険者…会社員等の被扶養配偶者

このうち第1号被保険者は、毎月の保険料を自身で納める必要があります。また、種別が変わる(第1号被保険者になる)場合、手続きが必要です。

### ○手続きが必要な場合

#### ▶会社を退職したとき

…第1号被保険者の加入手続き

#### ▶配偶者の扶養から外れたとき

…第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続き

#### 用意

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②本人確認書類 (マイナンバーカード等)
- ③退職日 (扶養から外れた日) が分かる書類 (健康保険・厚生年金保険資格喪失証明書等)

※マイナンバーカードを利用した電子申請も可能です。※就職して第2号被保険者になる場合は勤務先で、配偶者の扶養に入って第3号被保険者になる場合は配偶者の勤務先で、それぞれ手続きを行います。

## 「学生納付特例制度」の受付を開始しました

学生のため、収入等の状況から保険料を納めることが困難な場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

承認された期間は、年金受給のために必要な期間(受給資格期間)に算入され、障害基礎年金及び遺族基礎年金の納付要件にも算入されます。

今年度分の受付を開始しました。忘れずに申請してください。申請は毎年度必要です。なお、昨年度に申請・承認された方で、今年度も引き続き在学予定の方

は、送付される「国民年金保険料学生納付特例申請書(はがき)」で申請をお願いします。

**対象** 前年所得が一定額以下の学生

#### 用意

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②本人確認書類 (マイナンバーカード等)
- ③申請年度の学生証 (コピー可。有効期限が分かるもの) または在学証明書

**受付** 市民課または支所市民福祉課

## 受け取る年金額を増やすこともできます

#### ▶免除等を受けた期間の保険料を納付できます

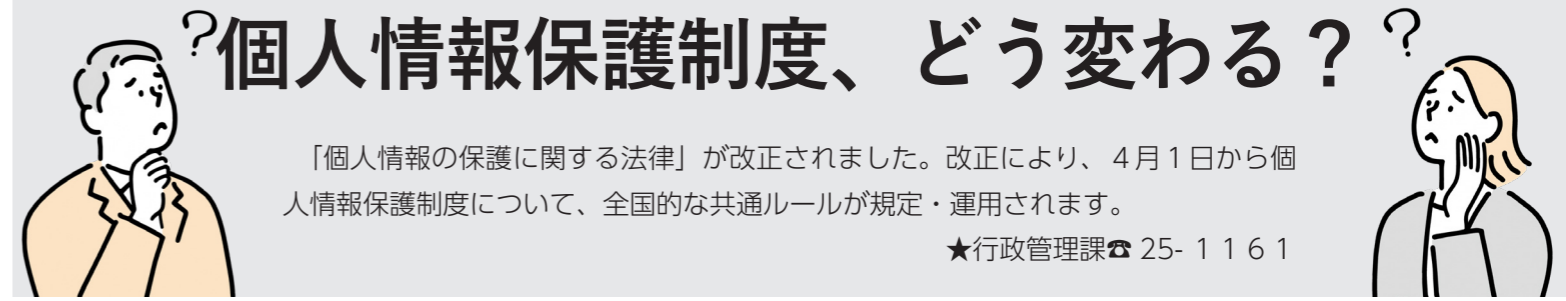
保険料の免除等を受けていた期間があると、将来受け取れる年金額が少なくなります。

ただし、過去10年以内に受けていた免除等について、後から納付(追納)することで、将来の老齢基礎年金額を増やすことができます。

#### ▶付加保険料の納付

定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せすると、老齢基礎年金が加算、年金受給額を増やすことができます。

※対象や手続き等、詳しくはお問い合わせください。

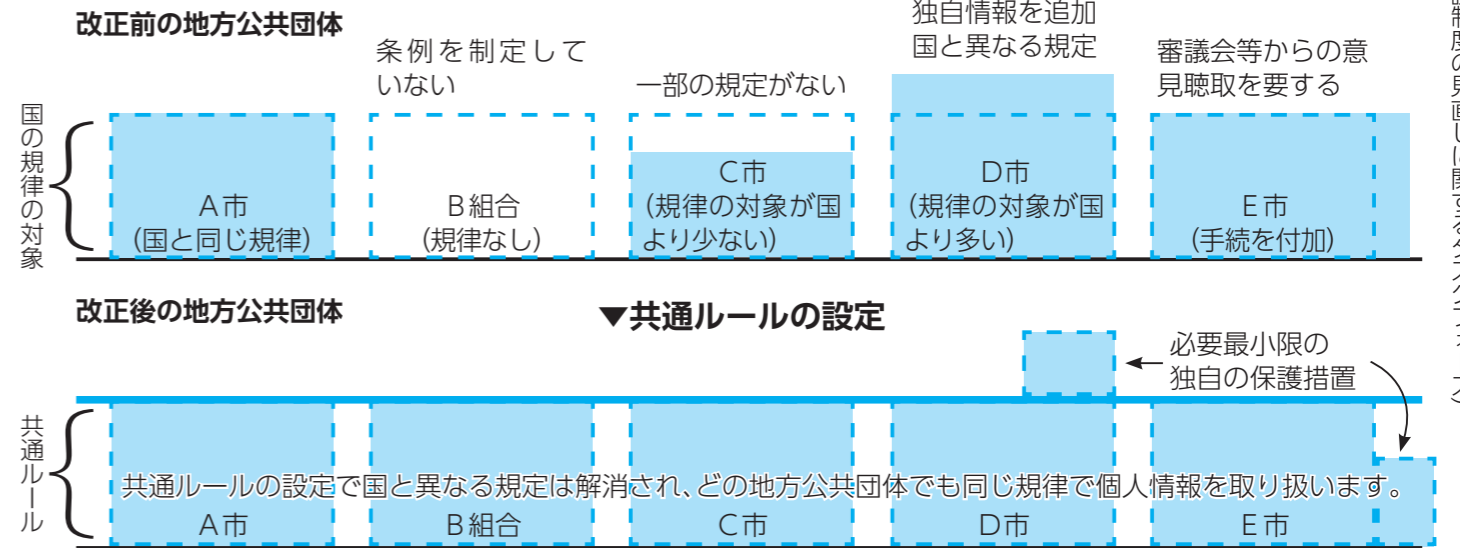
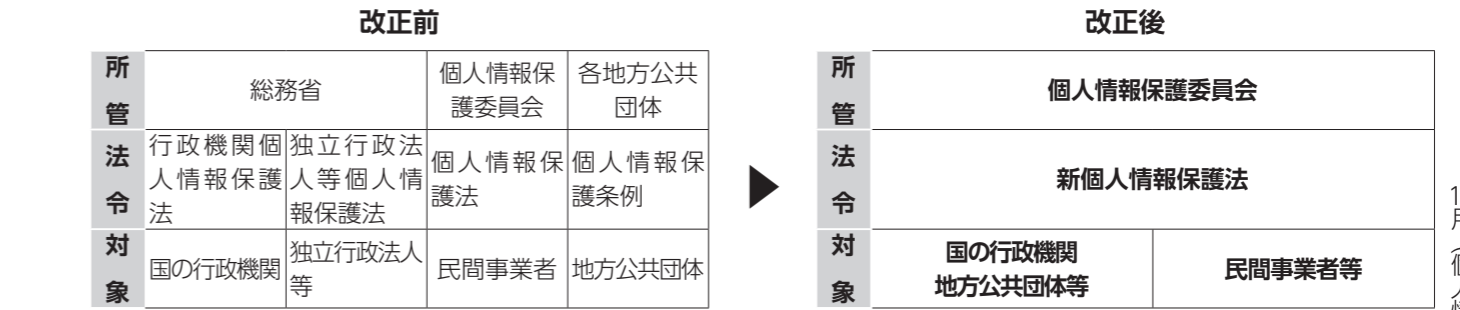


「個人情報の保護に関する法律」が改正されました。改正により、4月1日から個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが規定・運用されます。

★行政管理課 ☎ 25- 1 1 6 1

### 変更1

今まで異なっていた個人情報の保護に関する制度について、全国的な共通ルールを法律で設定し、法律の的確な運用を確保するため、国が策定したガイドラインに基づいて運用します。



### 変更2

「本庄市個人情報保護条例」が廃止となり、改正法に基づき手数料等を規定した「本庄市個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定されました。

法律の改正や条例の制定等によって、市の個人情報に関する基本的な考え方が変わることはありません。引き続き個人の権利利益の保護と個人情報の適正な取扱いに取り組みます。

#### 個人情報保護制度の主な内容(令和5年4月1日以降)

##### ○開示請求の手数料

これまでどおり無料とします。また、保有個人情報の写しの作成及び送付に要する実費についても、これまでどおり交付を受ける方が負担することとします。

##### ○個人情報ファイルについて

現行条例と同水準の制度を維持するために、法定の個人情報ファイル簿に加えて、本人数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、条例に規定し、ファイル簿の作成及び公表を行います。

##### ○個人情報保護委員会の一元管理

個人情報保護法の一元的な解釈権限を個人情報保護委員会が有することから、個人情報等の取扱いについて統一的な運用が確保されます。

参考：「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(概要)」令和2年12月(個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース)